

項目	川西市情報公開条例第7条第1項	改正個人情報保護法第78条第1項
個人情報	<p>(第1号)</p> <p>個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと認められるもの</p> <p>※現行の川西市個人情報保護条例第18条第2号</p> <p>「開示請求の対象となった個人情報に開示請求をした者以外の個人に関する個人情報が含まれる場合で、開示することにより、当該個人の正当な利益を害すると認められるもの」</p>	<p>(第2号)</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>

<p>法人等情報</p>	<p>(第2号)</p> <p>法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公文書の公開をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報</p> <p>イ 人の財産又は生活に対し、重大な影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報</p>	<p>(第3号)</p> <p>法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>
<p>意思形成過程情報</p>	<p>(第3号)</p> <p>市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報で、公文書の公開をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの</p>	<p>(第6号)</p> <p>国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>

<p>付属機関等 情報</p>	<p>(第4号) 地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する執行機関の付属機関、専門委員その他これらに類するもの(以下「付属機関等」という。)に係る情報で、公文書の公開をすることにより、当該付属機関等の独立性及び自律性が不当に損なわれると認められるもの</p>	<p>(第7号) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>
<p>事務事業執行情報</p>	<p>(第5号) 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報で、公文書の公開をすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</li> <li>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</li> <li>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</li> <li>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</li> <li>オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</li> <li>ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</li> <li>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</li> <li>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</li> <li>ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</li> <li>ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</li> <li>ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</li> </ul>

<p>生命等保護 情報</p>	<p>(第6号) 公文書の公開をすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報</p>	<p>(第1号) 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>
<p>法令秘情報</p>	<p>(第7号) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。)により、公文書の公開をすることができないと認められる情報</p>	
<p>その他 (本市は対象外のもの)</p>		<p>(第4号) 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>(第5号) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p>